

令和 4 年 2 月 10 日

三条市スポーツ少年団

本部役員・単位団事務局 各位

三条市スポーツ少年団

本部長 米山俊司

感染症拡大に伴う少年団活動の休止「延長」のお願い

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりスポーツ少年団活動にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について引き続きお願い致します。「まん延防止等重点措置」が延長に伴い、三条市教育委員会より「市内中学校の部活動休止延長」が通達されました。(別添資料)、三条市スポーツ少年団も同様に 1 月 27 日文書で示した期間の延長を致します。

市内感染状況も高止まりが続いている為、2 月 19 日開催予定だった「普通救命救急・AED 講習会」も中止とさせていただきます。ご理解・ご協力の程、宜しくお願い致します。

記

休止期間

令和 4 年 1 月 27 日(木)～2 月 13 日(日) → 3 月 6 日(日)まで延長

※「まん延防止等重点措置」適用期間中を目途として。

内 容 (変更なし)

加盟単位団全団の活動休止

※県内・市内の感染が広がっている状況ですので、規制に対する趣旨を理解して、各団団員へ団員同士の自主的活動も控えるように共有をお願い致します。

そ の 他(変更なし)

「まん延防止等重点措置」や三条市の措置が延長される場合は、継続となりますので、積極的な情報収集をお願い致します。

今年度の本部事業について

「まん延防止等重点措置」が延長になったことに伴い、2 月 19 日(土)開催予定だった「普通救命救急・AED 講習会」は今年度開催の見通しが立たないので、中止とさせていただきます。改めて新年度に開催を検討致します。また、令和 3 年度事業計画でお示ししていた「指導者母集団交流会」は今年度も開催を中止する事に致しました。ご了承ください。

以上

三条市スポーツ少年団 担当：岩瀬・坂井
〒959-1153 三条市新堀 2113 番地 三条市栄体育館内
TEL：0256-45-1150 FAX：0256-45-1151



三教一貫第 83 号
令和 4 年 2 月 10 日

三条市立学校長 様

三条市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止への御尽力に深く感謝いたします。

県内での新型コロナウイルス感染症の新規感染者について、増加ペースは鈍化したものの高止まりが続き、収束の兆しが見えません。三条市立学校でも、学級・学年閉鎖や休校の措置を取らざるを得ない状況が続いています。オミクロン株の感染性・伝播性の強さが感じられます。

このような中、県は県内全域に適用しているまん延防止等重点措置について、2月13日（日）の期限を延長するよう政府に要請しました。本日、対策本部で正式決定される見通しです。

ついては、引き続き、児童生徒の交流や接触をできるだけ避けるなどにより感染拡大防止を図ります。そのために、次のとおり対応するようお願いいたします。

なお、内容については、国や県の動向や感染状況等の変化に応じて、今後も更新することがあることを承知願います。

記

1 期間 令和 4 年 2 月 14 日（月）から 3 月 6 日（日）
（まん延防止等重点措置適用期間中をめぐりとして）

2 対応

(1) 教育活動について

① 教育活動全般

- ・ 学校の教育活動において、学級内及び学級や学年を超えて児童生徒同士が触れ合うような交流活動を控えること。
- ・ 他校、保育所、企業等との交流活動や施設の見学は、延期又は中止すること。ただし、入学説明会など複数校が集まったとしても説明を聞くのみという場合まで、一律に中止を求めるものではない。

② 教科等

令和 4 年 2 月 4 日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発出の事務連絡「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」で示されたように、次に記載する「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控えること。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触し

たりする運動]

特に、体育の時間における児童生徒同士の接触を避けるよう内容に配慮し、整列や説明を聞くととき、話し合いの場面、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない場面ではマスクの着用を促すこと。また、体育の授業の前後における着替えの場面でもマスクの着用を促すとともに、密集しないよう場所の配慮をすること。

- * 例えば、学年合同体育で同じ時間に2つの学級が体育館を使用する場合は、学級ごとに別の場所に整列し、学級ごとの活動となるよう工夫すること。

③ 卒業式での歌唱

- ・ 国歌、校歌、記念合唱等、歌うことはせず、国歌、校歌は演奏のみとする。

* 1月12日（水）実施の校長会議にて、卒業式における歌唱については、十分な間隔を確保できる場合のみマスク着用の上で可能とお伝えしました。しかし、ひとたび陽性者が確認された場合、マスクを着用していたとしても大きな声で歌っていた場合には、周囲の児童生徒が濃厚接触者に当たらないとは断言できません。大きく口を開けて歌えば、当然マスクがずれることがあります。市立学校の感染状況から、オミクロン株の感染性の強さを実感している今、特に、中学校においては、感染したり濃厚接触者に特定されたりした場合に高等学校入学者選抜学力検査への影響も大きいことから、卒業式や事前練習における歌唱の中止を判断するに至りました。既に選曲・練習に入っている学校も多いことと思いますが、御理解くださるようお願いいたします。

小学校の卒業式までには、まん延防止等重点措置適用期間が終わることが想定されますが、練習のことも考え併せ、同様の対応をお願いします。

④ 外部講師を招く授業等

- ・ 講師の人数、予定している内容・方法を基に各校で実施、延期、中止の判断をすること。
- * 講話のために、良好な体調で来校する場合等は、実施可とする。

(2) 部活動について

令和4年1月26日付け三教一貫第49号の2「部活動実施上の留意事項について（通知）」で通知した内容について、実施期間を3月6日（日）まで延長する。

- ・ すべての部活動を休止すること。
- ・ ただし、上位につながる大会の出場者がいる場合は、技能維持の観点から最小限の活動を認めます。（その際は、活動計画書を事前に提出し、教育委員会の許可を得ること。）

(3) 教職員の交流について

① 教職員の他校との交流業務は必要性を考慮し、最小限に絞ること。

② 三条市教育委員会が主催する教職員向けの研修会や会議については、予定どおりの実施、会場を変更しての実施、リモートでの実施、延期、中止の判断を個々に行い、延期や中止、実施方法の変更がある場合は連絡する。

(4) 職員室・教務室内について

- ・ 職員室・教務室においても、定期的な換気や手洗い、手指や机等必要な箇所の消毒、近い距離での会話を控える等、感染予防を徹底すること。

(5) その他

- ① 保護者や地域の方が来校する行事や会議等については、実施・延期・中止の判断を適切に行い、実施の場合は内容方法を十分に検討すること。
- ② ケース会議等、延期することが難しいものについては、参加人数や会場の広さ、換気等に留意した上で実施すること。
- ③ 期間中の児童生徒の下校後の過ごし方について、交流を控えるよう指導すること。
- ④ 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、本人または同居家族等に風邪症状等が見られる際は、登校を控えるよう学校だよりやメール等で繰り返し周知すること。

担当 三条市教育委員会 小中一貫教育推進課長 TEL 0256-45-1118